

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

津市立立成小学校（平成28年4月）

	○暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 ○気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	大雨、洪水、波浪、高潮等の警報、大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合
始業前	<p>① 児童は自宅待機とします。</p> <p>② 午前6時の時点で警報が解除されない場合は、給食を中止します。また、午前7時の時点においても警報が解除されない場合は、休校とします。</p> <p>③ 午前7時まで警報が解除された場合は、登校の準備をして家庭で待機させてください。学校から携帯メール配信（場合により通学団連絡網）で授業開始時刻（解除2時間後が目途となります。）を連絡します。（午前中の授業となり、給食はありません。）</p> <p>※登校するようにとの連絡があった後でも、増水、道路の決壊等で登校が危ないと判断された時は、児童を待機させて、地区委員さんまたは通学班の代表の方を通じて学校に連絡してください。</p> <p>④ 登校途上で、上記の警報等が発表されるおそれのある場合には、一時、登校を見合わせてください。</p>	<p>通常どおり授業を実施します。</p> <p>* 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。</p>
登下校時	<p>① すでに校内にいる児童生徒は安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。</p> <p>② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童生徒を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）</p>	<p>通常どおりの登下校とします。</p>
在校時	<p>① 原則として、直ちに授業を打ち切り、通学路および地域の安全が確認できしだい下校させます。</p> <p>② 下校に危険が伴うと判断した児童や家に入れななどの事情のある児童については、学校待機とし、保護者と連絡を取った後に、引き渡す等の適切な措置をとります。</p> <p>※上記の警報等が発表されそうな時は、保護者への連絡先を連絡帳に書くなどして、必ずお子様に伝えておいてください。</p>	<p>通常どおり授業を継続します。</p>
<p>【その他】</p> <p>① 登校前に、集中豪雨等で危険と判断された場合は、保護者の判断で登校を中止させてください。</p> <p>② 大雨、洪水警報または注意報でも、1時間の雨量が40ミリを超え、その後も同程度の雨量が予想される場合は、暴風警報と同じ措置を考慮します。</p> <p>③ 教育委員会から特別の指示のある場合、または学校が特別に判断した場合は、携帯メール配信（場合により通学団連絡網）にて連絡しますのでその指示に従ってください。電話がつながりにくくなりますので、個々の電話でのお問い合わせはご遠慮願います。状況により災害伝言ダイヤル（171）を利用する場合があります。</p>		

※ 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

学校が休みになった場合、家庭学習が原則です。外出は控えるよう、各家庭で十分にご指導ください。